

## 第20号議案

芦屋市こども家庭・保健センターの管理に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

芦屋市こども家庭・保健センターの管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙  
のように定める。

令和6年2月16日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

### 提案理由

産後ケア事業において、新たに訪問型支援事業に係る利用料を定めるとともに、通  
所型及び宿泊型の支援事業に係る利用料の改定を行うため、この条例を制定しようと  
するもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市こども家庭・保健センターの管理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市こども家庭・保健センターの管理に関する条例（昭和45年芦屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第2（第5条関係）			別表第2（第5条関係）		
区分	単位	利用料	区分	単位	利用料
産後ケア（通所型）			産後ケア（通所型）		
生活保護世帯	1日	<u>500円</u>	生活保護世帯	1日	<u>1,000円</u>
市民税非課税世帯	1日	<u>500円</u>	市民税非課税世帯	1日	<u>2,500円</u>
夫と妻の合算所得が <u>1,500万円</u> 以上の世帯	1日	<u>8,000円</u>	夫と妻の合算所得が <u>730万円</u> 以 上の世帯	1日	<u>10,500円</u>
上記以外の世帯	1日	<u>4,500円</u>	上記以外の世帯	1日	<u>6,500円</u>
産後ケア（宿泊型）			産後ケア（宿泊型）		
生活保護世帯	1日	<u>1,000円</u>	生活保護世帯	1日	<u>1,500円</u>
市民税非課税世帯	1日	<u>1,000円</u>	市民税非課税世帯	1日	<u>3,000円</u>
夫と妻の合算所得が <u>1,500万円</u> 以上の世帯	1日	<u>9,000円</u>	夫と妻の合算所得が <u>730万円</u> 以 上の世帯	1日	<u>11,000円</u>
上記以外の世帯	1日	<u>5,000円</u>	上記以外の世帯	1日	<u>7,000円</u>

改正後			改正前
<u>産後ケア（訪問型）</u>			
生活保護世帯	1回	0円	
市民税非課税世帯	1回	0円	
夫と妻の合算所得が1,500万円	1回	2,000円	
以上の世帯			
上記以外の世帯	1回	1,000円	
備考			備考
1 多胎の場合の利用料は、 <u>乳児の2人目以降の1人</u> につき、 <u>通所型及び訪問型</u> は500円、 <u>宿泊型</u> は1,500円を加算した額とする。			1 多胎の場合の利用料は、 <u>乳児1人</u> につき、 <u>通所型</u> は500円、 <u>宿泊型</u> は1,500円を加算した額とする。
2 (略)			2 (略)

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市こども家庭・保健センターの管理に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

産後ケア事業において、新たに訪問型支援事業に係る利用料を定めるとともに、通所型及び宿泊型の支援事業に係る利用料の改定を行うため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

産後ケア事業の利用料を次のとおり改める。(別表第2関係)

	改正案		現 行	
	所得区分	利用料	所得区分	利用料
通所型 (1日)	生活保護世帯	500円	生活保護世帯	1,000円
	市民税非課税世帯	500円	市民税非課税世帯	2,500円
	夫と妻の合計所得が 1,500万円以上の世帯	8,000円	夫と妻の合計所得が 730万円以上の世帯	10,500円
	上記以外の世帯	4,500円	上記以外の世帯	6,500円
宿泊型 (1日)	生活保護世帯	1,000円	生活保護世帯	1,500円
	市民税非課税世帯	1,000円	市民税非課税世帯	3,000円
	夫と妻の合計所得が 1,500万円以上の世帯	9,000円	夫と妻の合計所得が 730万円以上の世帯	11,000円
	上記以外の世帯	5,000円	上記以外の世帯	7,000円
【新設】 訪問型 (1回)	生活保護世帯	0円		
	市民税非課税世帯	0円		
	夫と妻の合計所得が 1,500万円以上の世帯	2,000円		
	上記以外の世帯	1,000円		

※ 多胎の場合の利用料は、乳児の2人目以降の1人につき、通所型及び訪問型は500円、宿泊型は1,500円を加算した額とする。

3 施行期日

令和6年4月1日

## こども家庭庁 産後ケア事業の概要

母子保健法の改正（令和元年）により、令和3年度から「産後ケア事業」の実施が**市区町村の努力義務**となった。同事業は、少子化社会対策大綱において**2024年（令和6年）度末までの全国展開**を目指すとしてされており、令和4年度時点で**1,462（約84%）の市区町村で実施**されている。  
また、同事業の実施について、**国から市町村に対する財政支援**を行っている（**国1/2、市町村1/2**）。

### 産後ケア事業（妊娠・出産包括支援事業の一部）

令和6年度概算要求額：57.2億円（57.2億円）

【平成26年度創設】

#### 目的

○ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった同事業の全国展開を図る。こども家庭センターにおける困難事例などに対する受け皿としても活用する。

※ 従来予算事業として実施されてきた「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）

※ 少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）において、2024年度末までの全国展開を目指すとしてされている。

#### 内容

##### ◆ 対象者

産後ケアを必要とする者 ※改正前は心身の不調や育児に不安があり支援が必要なもの

##### ◆ 内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則7日以内）

##### ◆ 実施方法・実施場所等

- (1)「宿泊型」 …… 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
- (2)「デイサービス型」 …… 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- (3)「アウトリーチ型」 …… 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

##### ◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件